

平成13年4月2日

各 位

| | |
|--------|--|
| 会社名 | 株式会社ニッシン |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 寄岡邦彦 (東証・大証第一部コード番号: 8571) |
| 問い合わせ先 | 常務取締役総合企画部長 檜垣 均 |
| 電話番号 | (東京) 03 - 3348 - 2424 (松山) 089 - 943 - 2400 |

無担保新株引受権付社債の発行に関するお知らせ

(当社役員・従業員、ならびに当社子会社役員・従業員を対象としたインセンティブ・プランの導入)

当社は、平成13年4月2日開催の当社取締役会において、当社の役員及び従業員の一部、ならびに子会社の役員及び従業員の一部に対し、新株引受権証券を取得させることを目的として、国内における無担保新株引受権付社債の発行を決議いたしましたので、お知らせします。

これは、一昨年に引き続き、業績連動型の報酬システムを導入することにより、業務成果向上のインパクトを与え、一層の業績の向上を目指すものであります。

当社役員及び当社子会社役員につきましては、当社から直接または当社子会社を通じて、役員報酬の一部として新株引受権証券を支給し、当社従業員及び当社子会社従業員につきましては、新株引受権証券を任意に購入できるものとし、当社から直接または当社子会社を通じて購入代金相当額を臨時賞与として支給する予定です。対象となる当社役員及び従業員、ならびに子会社役員及び従業員は、企業業績の向上により、株価が一定水準に達すると、新株引受権を行使して株式を取得し、それを売却することにより売却益を得ることができます。逆に、株価が一定水準に達しない場合は利益を得ることができず、新株引受権は価値のないものとなります。

このため、業績向上に向け自らの努力により企業価値を高めていこうという強いインセンティブが働き、それがひいては株主の皆様には時価総額の増大といった形で反映されることが期待されます。

なお、本新株引受権付社債の発行概要は下記の通りです。

記

1. 社債の名称 株式会社ニッシン第4回無担保新株引受権付社債
(社債間限定同順位特約付)
2. 発行総額 金 15億円
3. 各社債の金額 金 1,000,000円の種類
4. 社債券の形式 無記名式利札付
5. 発行価額 額面 100円につき金 108円 80銭
(うち社債の発行価額金 100円、新株引受権証券の発行価額金 8円 80銭)
6. 利率 未定(年 2.0%~2.5%を仮条件とする。)
利率については、仮条件により需要状況を勘案した上で、平成 13年 4月 9日開催予定の取締役会において決定する。
7. 償還金額 額面 100円につき金 100円
8. 償還期限 平成 16年 4月 20日(火)
9. 申込期間 平成 13年 4月 10日(火)から平成 13年 4月 19日(木)まで
10. 払込期日 平成 13年 4月 20日(金)
11. 募集の方法 一般募集とする
12. 担保・保証 本社債には物上担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
13. 財務上の特約 「担保提供制限条項」「純資産額維持条項」「担附切換条項」が付されている。
14. 期中償還の方法 本社債の買入消却は、未行使の本新株引受権にかかる株式の発行価額の総額が、現存する本社債の総額を超えない限り、発行日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。
15. 利払日 毎年 4月 20日及び 10月 20日
16. 元利金支払場所 株式会社あおぞら銀行 本店並びに札幌、仙台、新宿、渋谷、千葉、横浜、金沢、名古屋、京都、大阪、梅田、広島、高松及び福岡の各支店
野村証券株式会社 本店及び大阪支店
17. 引受会社 野村証券株式会社
18. 新株引受権に関する事項
 - (1) 新株引受権の付与割合
100%。各新株引受権証券は発行価額合計額 1,000,000円(以下「割当金額」という。)の新株式を引受ける権利を表章する。
 - (2) 新株引受権の行使により発行すべき株式の発行価額の総額
金 15億円
 - (3) 新株引受権の行使により発行する株式の内容
当社額面普通株式(1株の額面金額 50円)
但し、本新株引受権の行使により発行する株式を当社無額面普通株式とした場合は、当社無額面普通株式とする。

(4) 新株引受権の行使の条件

本新株引受権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価額(以下「行使価額」という。)は金2,310円とする。

本新株引受権の行使により発行すべき当社普通株式の株式数は次の通りとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{所持人が新株引受権の行使請求のため提出した新株引受権証券の割当金額の合計額}}{\text{行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

行使価額の調整はマーケット・プライス方式による。

(5) 新株引受権の行使請求期間

平成13年7月2日(月)から平成16年4月19日(月)まで。

但し、当社が本社債全額について期限の利益を喪失した場合は、それ以後本新株引受権を行使することができない。

(6) 新株引受権の一部行使

各新株引受権証券に表章される新株引受権の一部行使はできないこととする。

(7) 新株引受権の行使により発行された株式に対する配当金

新株引受権行使によって発行された当社普通株式に対する最初の利益配当金又は商法293条ノ5第1項に基づき分配される金銭(中間配当金)は、新株引受権の行使が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ新株引受権の行使があったものとみなしてこれを支払う。

(8) 新株引受権の譲渡

新株引受権は、社債と分離して譲渡することができる。但し、当社役員及び従業員は、当社と締結する覚書に基づき、原則として新株引受権を譲渡することができない。また、当社子会社役員及び従業員は当社子会社と締結する覚書に基づき、原則として新株引受権を譲渡することができない。

(9) 行使価額中資本に組入れない額

行使価額(調整された場合は調整後の行使価額)より資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、行使価額(調整された場合は調整後の行使価額)に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。但し、行使により当社額面普通株式を発行する場合で、上記により算出された資本に組入れる額が当社額面普通株式の額面金額を下回るときは、当該額面金額を資本に組入れる額とする。

(10) 払込取扱場所

株式会社あおぞら銀行 本店

(11) 新株引受権の行使請求受付場所

野村証券株式会社 本店及び国内各支店

19. 登録機関 株式会社あおぞら銀行

20. 取得格付 B B B (株式会社日本格付研究所)

21. その他、本社債発行に関し必要な一切の事項は、代表取締役社長に一任する。

22. 当社が発行する新株引受権証券については、払込期日に当社が上記 17. に定める引受会社からその全額を取得し、当社役員に対して報酬の一部として支給するとともに、当社従業員の一部及び当社子会社に対し売却される。

売出しに関する事項

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 銘柄名 | 株式会社ニッシン第4回新株引受権証券 |
| 2. 売出しに係る証券の所有者 | 株式会社ニッシン |
| 3. 売出し数 | 1,220 枚 (但し今後開催される取締役会において変更される可能性があります。) |
| 4. 売出価額の総額 | 107,360,000 円 (売出数が増減された場合には売出価額の総額についても変更されます。) |
| 5. 売出価格 | 88,000 円 |
| 6. 申込単位 | 1 枚 |
| 7. 申込期間 | 平成 13 年 4 月 10 日(火)から平成 13 年 4 月 19 日(木)まで |
| 8. 受渡期日 | 平成 13 年 4 月 23 日(月) |
| 9. 申込受付場所 | 上記 2. 記載の売出しに係る証券の所有者 |
| 10. その他 | 今回の売出しは、当社従業員の一部及び当社子会社を対象とするものである。 |

以 上